

6 貸借対照表の公告

- ①官報に掲載する方法
- ②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- ③電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。）
- ④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

（解説）

NPO 法人は、次の①～④のうち、定款で定める方法により、作成後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければなりません。

- ①官報に掲載する方法（法第 28 条の 2 第 1 項第 1 号）
- ②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法（法第 28 条の 2 第 1 項第 2 号）
 - （注）①又は②を選択した場合は、当該貸借対照表の「要旨」を公告することで足りることとなります（法第 28 条の 2 第 2 項）。また、一度掲載することで公告となります。
- ③電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。）（法第 28 条の 2 第 1 項第 3 号）
 - （注 1）内閣府令で定めるものとは、法規第 1 条第 1 号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置をいいます（法規第 3 条の 2 第 1 項）。
 - （注 2）③を選択した場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、①又は②の方法のいずれかを定めることができます（法第 28 条の 2 第 3 項）。
 - （注 3）公告をしなければならない期間（以下「公告期間」といいます。）は、「貸借対照表の作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」となります（法第 28 条の 2 第 4 項）。
 - （注 4）公告期間中、公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼしません（法第 28 条の 2 第 5 項）。
 - a 公告の中断が生ずることにつき NPO 法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は NPO 法人に正当な事由があること（法第 28 条の 2 第 5 項第 1 項）
 - b 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の 10 分の 1 を超えないこと（法第 28 条の 2 第 5 項第 2 項）
 - c NPO 法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと（法第 28 条の 2 第 5 項第 3 号）
- ④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法（法第 28 条の 2 第 1 項第 4 号、法規第 3 条の 2 第 2 項）
 - （注 1）「内閣府令で定める方法」として、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法が規定されています（法規第 3 条の 2 第 2 項）。
 - （注 2）公告期間は、「当該公告の開始後 1 年を経過する日までの間」となります（法規第 3 条の 2 第 2 項）。